

2023年度
安全報告書



株式会社東海バス

安全に関する取り組み状況

はじめに

平素より、東海バスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社における2023年度運輸安全マネジメントは、安全方針である「安全に、より安全に、もっとも安全に」を礎に、「車内転倒、ドア挟みの撲滅」、「横断歩道事故の撲滅」、「自転車・歩行者の追越し時の事故の撲滅」、「飲酒運転の撲滅」の4つの安全目標に重点を置き、事故防止に取り組んでまいりました。

ソフト面においては運転士の経験や業務状況にあわせた各種研修の実施、運行主任の指導スキルアップを目的とした研修を実施するとともに、発車時の基本動作追加、始業点検項目の追加などを行い安全確認のレベルアップに努めております。

ハード面においては全営業所の乗合バス・貸切バスに後付け衝突防止補助システム「モービルアイ」の導入を完了するとともに、後退時の安全補助装置として、バックカメラ映像を解析し注意喚起を行う「i-BOX」、音波を使用して注意喚起を行う「バックソナーシステム」の導入車両数を拡充いたしました。また新たな安全補助装置として、安全確認放送装置「用心くん」の導入も開始し、ヒューマンエラーによる事故の削減を図っております。

当社において「安全」はすべてに優先します。2024年度も会社全体で安全マネジメント意識を高め、声を出しての安全確認の徹底、安全補助装置の活用、異常時はすぐに報告相談できる風土の醸成などに取り組み、運輸安全マネジメントをさらに推進いたします。これにより事故や法令違反の未然防止を図り、安全目標を完全達成することでより安全、安心なバス会社を目指してまいります。

2024年6月

株式会社東海バス

取締役社長 田中直人

輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規程を遵守します。
- (2) 輸送の安全確保に関する費用支出と投資を行うよう努めます。
- (3) 内部監査を実施し、安全対策の向上に努めます。
- (4) 情報の連絡体制を確立し、社内における情報の伝達と共有を行います。
- (5) 教育および研修に関する計画を策定し実施します。

2023年度の取り組み状況

1. 事故の発生状況

- (1) 法令で定める自動車事故報告規則第2条に該当する事故
 - ①車内事故 2件
 - ②接触事故 1件
 - ③車両故障 14件
- (2) 上記以外の事故
 - ①接触事故 73件
 - ②その他(①以外)の事故 2件

《2023年度 輸送の安全に関する目標と達成状況》

| 目標 | 2023年度 発生件数 | 2022年度 発生件数 |
|-------------------|----------------|----------------|
| 車内転倒、ドア挟みの撲滅 | 2 (未達) | 3 |
| 横断歩道事故の撲滅 | 0 (達成) | 0 |
| 自転車・歩行者追越し時の事故の撲滅 | 1 (未達) | 1 |
| 飲酒運転の撲滅 | 0 (達成) | 0 |

全体の有責事故は2022年度68件→2023年度78件(約15%増)

2. 安全に関する外部表彰実績

- (1) 団体表彰実績
 - 令和5年度安全運転コンクール
 - ①静岡県バス協会会長表彰……熱海営業所、伊東営業所、下田営業所、修善寺営業所
 - ②静岡県自動車連合会会長表彰……松崎営業所
- (2) 個人表彰実績
 - ①令和5年度日本バス協会優良バス運転者会長表彰……2名
 - ②令和5年度中部運輸支局長表彰……3名
 - ③令和5年度中部運輸局長表彰……5名
 - ④令和5年度静岡県高速道路交通安全協議会優良運転者支部長表彰……3名

3. 教育の実施状況

年間教育計画に基づき以下の研修を実施しました。

- (1) 運行主任研修(運行管理者研修) (延べ43名受講)
総括運行主任6名を含む運行主任に対し、事故防止の推進を目的として、運転士からのヒアリング能力向上等の事故分析研修、リーダーシップ能力を高める研修を実施しました。

- (2) 新任運行主任研修(新任運行管理者研修) (延べ5名受講)
運行管理業務や点呼の重要性に関する研修を、新任の運行主任に対し実施しました。



《運行主任研修》



《新任運行主任研修》

- (3) 主任運転士研修 (20名受講)
運転士の指導的な立場にある主任運転士に対し、指導力のスキルアップおよび資質の向上による事故防止を目的として研修を実施しました。

- (4) 新任主任運転士研修 (10名受講)
新任の主任運転士に対し、他の運転士の指導にあたるうえで必要な知識と心構えについての研修を実施しました。

- (5) 初任運転士研修 (14名受講)
旅客自動車運送事業運輸規則に基づき、新たに採用された運転士に対し、プロドライバーとしての自覚、事故の未然防止についての研修を実施しました。

- (6) 初任運転士外部講習 (14名受講)
運転技術を向上させるため、初任運転士に「駒ヶ根自動車学校」における技能講習を受講させました。

- (7) 貸切運転士研修 (28名受講)
安全な貸切輸送を目指し、外部講師によるアフターコロナの事故防止についての研修や改善基準告示の一部改正等についての研修を貸切運転士および高速バス運転士に対し実施しました。



《初任運転士研修》



《貸切運転士研修》

- (8) 貸切初任運転士研修 (2名受講)
各営業所における貸切運転士選任時に、実技20時間以上、座学10時間以上の研修を実施しました。

- (9) 入社6ヶ月研修 (7名受講)
運転技術や接客など運転士としての基本を再認識させるため、入社6ヶ月の運転士に対し、プロドライバーとしての自覚、事故の未然防止について指導しました。

- (10) 新採用運転士フォローアップ研修 (14名受講)
 運転技術や接客など運転士としての基本を再認識させるため、半年に1度入社3年以内の運転士に対し、プロドライバーとしての自覚、運転技術向上、事故の未然防止について指導しました。



《入社6ヶ月研修》



《新採用運転士フォローアップ研修》

- (11) 省燃費運転研修 (15名受講)
 初任運転士および未受講の運転士に対し、エコドライブ・省燃費運転の推進を目的とした研修を実施しました。
- (12) 安全運転研修 (31名受講)
 事故惹起者に対し事故防止の徹底を図るため、事故原因を分析させるとともに安全運転について再指導しました。
- (13) 高齢運転士研修 (18名受講)
 65歳以上の運転士に対し、加齢に伴う身体の変化を自覚させるとともに、健康起因事故を防ぐため健康管理の重要性についての研修を実施しました。



《安全運転研修》



《高齢運転士研修》

- (14) 小田原ドライビングスクール研修 (46名受講)
 運転士全体の資質の向上およびスキルアップを図り、事故防止につなげるため、「小田原ドライビングスクール」において幅広い層の運転士に研修を受講させました。
- (15) 安全運転中央研修所研修 (9名受講)
 旅客輸送業務の安全性向上に必要な知識と技術を習得するため、貸切運転士および貸切準初任運転士に「自動車安全運転センター安全運転中央研修所」にて、実技を主体とした4日間の研修を受講させました。

4. 安全対策の実践項目

(1) 安全方針・安全目標の周知徹底

点呼執行所に掲示し、点呼時に運転士に唱和させることで、確認させ徹底を図りました。

(2) 安全目標実現のための行動目標の策定と実施（営業所ごと）

① 日常運行における行動目標

車内事故の防止、イエローストップ・横断歩道手前での安全確認、歩行者・二輪車を追い越す際の安全確保、勤務前日の飲酒の抑制等の行動目標を定め、点呼時における唱和および指導を実施しました。

② 運行管理における行動目標

運行主任および主任運転士等による添乗指導、ドライブレコーダーを活用した指導、飲酒運転防止インストラクターによる指導教育等の行動目標を定め、営業所ごとに実施しました。

(3) ドライブレコーダーによる運転士指導（各営業所にて延べ171回の指導を実施）

車内事故防止のための指導はじめ、研修時の安全教育や事故発生時の原因分析等にドライブレコーダーの映像を活用しました。

(4) ヒヤリハット情報を活用した予防策の立案と実施

危険箇所や危険現象について、ドライブレコーダーの映像による収集だけでなく、ヒヤリハット収集フォーマットを活用し運転士からも抽出を行いました。収集した情報を元に写真資料掲示やドライブレコーダーの映像視聴を行うことで運転士に注意喚起を行いました。

(5) 飲酒運転防止

飲酒運転防止インストラクターによる指導を各営業所において全従業員に実施しました。また、飲酒運転防止インストラクターの認定を新たに14名が取得しました。また常に正確なアルコール検査を行うため、アルコール検知器の定期的な動作確認およびメンテナンスを実施しました。

(6) 添乗・街頭指導の実施（各営業所にて添乗指導を延べ414回実施）

添乗指導、街頭指導を行い、安全目標に関する取り組み事項の実施状況および安全意識の向上を図りました。

(7) 早朝点検・終業時点検の実施

（各営業所に対し、夏季1回、年末1回、3月15日1回、安全統括管理者による巡回31回）

安全管理者が全営業所の点呼立会いを実施し、点呼執行状況の確認、業務点検を行い、また運転士とのコミュニケーションを図りました。



《街頭指導》



《早朝点検》

(8) 乗合バス運転士コンテスト

各営業所から選抜された運行主任、運転士それぞれ1名が参加し、始終業点呼執行、接客審査、運転技能審査により、日頃の運転技術等を競いました。また、各営業所が全体で取り組むことにより、接客や安全意識の向上を図りました。なお、2022年度に続き「静岡県バス協会ドライバーズコンテスト」へ参加し、東海バスの代表運転士が総合2位を獲得しました。



《始終業点呼執行》



《運転技能審査》

(9) 防災訓練の実施

各営業所において9月1日に、運行中車両の低速走行訓練、災害時の乗務員基本行動マニュアルの再確認、無線機・衛星電話の通信訓練、インバータを使用したバスからの電源確保訓練、発電機を使用した電源確保訓練、ハザードマップの確認等を実施しました。



《無線機の通信訓練》



《バスからの電源確保訓練》

(10) 警察と連携した合同テロ対応訓練の実施

11月24日、伊東警察署およびJR伊東駅と連携し、合同テロ対応訓練を実施しました。(伊東営業所)

(11) 交通安全教室・バスの乗り方教室の開催

(35回開催)

- ①営業所別内訳 熱海営業所1回、伊東営業所1回、松崎営業所3回
修善寺営業所7回、沼津営業所23回
- ②対象者 未就学児、小学生、高齢者
- ③内容 乗合バスを使用した交通安全教室を開催



《合同テロ対応訓練》



《バスの乗り方教室》

5. 設備投資

(1) 車両の更新

安全性向上と旅客サービスのため、先進安全装置を搭載した車両を導入しました。

実績 6両119,400千円

内訳 下田営業所 乗合バス（中型ノンステップ）1両

松崎営業所 乗合バス（中型ノンステップ）4両

修善寺営業所 乗合バス（中型ノンステップ）1両

(2) 車両整備

安全運行を確保するため、バスの整備を実施しました。

実績 113両124,039千円

(3) 後付け衝突防止補助システムの導入

安全性強化を図るため、後付け衝突防止補助システム「モービルアイ」を松崎営業所、修善寺営業所の乗合バスについても導入し、全営業所の乗合・貸切バスへの導入が完了しました。

実績 47台9,088千円（松崎営業所25台、松崎営業所22台）

「モービルアイ」の特徴

運行中の危険を事前に警告し、運行を支援

① 追突警報
② 車間距離警報
③ 車線逸脱警報
④ 歩行者衝突警報

《後付け衝突防止補助システム「モービルアイ」》

(4) 後方カメラ機能拡張システムの導入

後退時の事故を防止するため、乗合バスの一部に後方カメラ機能拡張システム「i-BOX」を追加導入しました。今後も未装着の既存車両を対象に計画的に導入します。

実績 28台2,050千円

現在のカメラに追加する事で
後方の動体検知が可能に！

i-BOX



車輛後方カメラ画像をリアルタイム解析&警告

RCTA“動態検知機能”

カメラ画像に入る動くものを検知。
侵入方向とともに、表示&音で警告

ROD“静態検知機能”

カメラ画像内の物体を検知。
物体検知を画像表示。
接近時には、強い警告音でお知らせ。

《後方カメラ機能拡張システム「i-BOX」》

(5) 安全確認放送装置の導入

中扉開扉発車を防止するため、安全確認放送装置「用心くん」の導入を開始しました。2024年度上期に、中扉のあるすべての車両への導入完了を予定しています。なお、同装置にはお客さまの車内置き去り、車内事故、後退時衝突事故への注意喚起放送も同時に設定しています。

実績 81台4,952千円

ドライバー向け安全確認放送装置

用心くん

放送装置本体 DMC-810-100-00



「用心くん」は慣れや不注意によって生じる事故などを音声アラームにより、未然に防止するドライバー向け安全確認放送装置です。やさしい音声で注意を促し、事故を防止します。

中扉開時

「※キンコン、※キンコン
※キンコン、
(※印はチャイム音)
中扉が開いています。」

→ 中扉が閉まると放送は停止

メインスイッチON時

「発車時には
指差称呼にて
安全確認を
実施してください。」

メインスイッチOFF時

「お疲れ様でした。
お客さまが全員
降車されたか
確認しましたか？」

後退ギアに入れた時

「バックモニターの
確認はしましたか？
一呼吸おいて、
ゆっくり後退しましょう。」

《安全確認放送装置「用心くん」》

6. 健康管理

運転士の健康起因事故防止の取り組みとして以下の項目を実施しました。

- (1) 健康診断 全従業員
- (2) SASスクリーニング検査 36名(対象者)
- (3) 脳MRI検診 16名(//)

7. 安全運動

安全運動を次のとおり実施し、輸送の安全性の向上および交通事故防止に努めました。

- (1) 春の全国交通安全運動 5月11日から5月20日
- (2) 夏の交通安全県民運動 7月11日から7月20日
- (3) 秋の全国交通安全運動 9月21日から9月30日
- (4) 警察と連携した合同テロ対応訓練(伊東営業所) 11月24日
- (5) 年末年始安全総点検運動 12月10日から1月10日
- (6) 年末の交通安全県民運動 12月15日から12月31日
- (7) 乗合バス運転士コンテスト 12月13日
- (8) 横断歩道事故撲滅の日 3月15日

8. 安全に関する会議体

- (1) 安全マネジメント委員会 12回(毎月実施)
- (2) 安全マネジメント小委員会 各営業所にて延べ63回開催
- (3) 安全マネジメントレビュー 1回
- (4) 総括運行主任会議(総括運行管理者会議) 4回開催
- (5) 運行主任会議(運行管理者会議) 各営業所にて延べ57回開催
- (6) 主任運転士会議 各営業所にて延べ44回開催
- (7) 整備管理者会議 4回開催
- (8) バス整備担当者との車両に関する定例会議 各営業所にて延べ16回開催
- (9) バス整備担当者会議 点検整備業務の委託先(株)東海車輛サービスにて延べ12回開催

9. 輸送の安全に関する内部監査の実施

- (1) 営業所監査 10月23日から10月27日
東海自動車(株)管理課・計画課・貸切営業課の監査員から各営業所が監査を受けました。
あわせて相互監査として他営業所の監査員が各営業所の監査を実施しました。
- (2) フォローアップ監査 1月15日から1月19日
東海自動車(株)管理課の監査員から各営業所が(1)における指摘事項の改善状況について監査を受けました。あわせて(1)同様相互監査も実施しました。
- (3) 本社部門監査 2月14日・2月20日
東海自動車(株)経営企画部の監査員から経営トップおよび安全統括管理者が内部監査を受けました。

10. 運輸安全マネジメント評価

貸切バス事業免許更新申請にあたり、取締役社長、安全統括管理者および運輸部が、インターリスク総研(株)による運輸安全マネジメント第三者評価を受けました。

評価日程 8月24日から8月25日、8月31日、1月30日から1月31日

1 1. 一般貸切旅客自動車運送事業の内容について

(2024年3月31日時点)

(1) 車両に係わる情報

| | 車両数 (両) | 年式(年) | | 搭載車両数 | | | 主な運行の様態 |
|--------------|------------|-------------|------|------------------|----------------|-----|----------|
| | | 最古 | 最新 | ドライブレコーダー | デジタル式 運行記録計 | ASV | |
| 大型 | 31 | 1989 | 2020 | 31 | 31 | 21 | 学校・企業輸送等 |
| 中型 | 5 | 2006 | 2018 | 5 | 5 | 2 | 学校・企業輸送等 |
| 小型 | 6 | 2010 | 2017 | 6 | 6 | 1 | 学校・企業輸送等 |
| 任意保険 加入状況 | | 対人保険 無制限 | | 対物保険 10,000千円 | | | |

※ASVとは先進安全装置である衝突被害軽減ブレーキや車線逸脱警報等を装備した車両

(2) 人員体制に係わる情報

| 運転者 | 正規雇用 | 正規雇用以外 | 合計 | | |
|-------|--------------|--------|------|------|------|
| | | 118 | 8 | 126 | |
| | 社会保険等 加入者 | 健康保険 | 厚生年金 | 労災保険 | 雇用保険 |
| | | 125 | 121 | 126 | 126 |
| 運行管理者 | 22 | | | | |
| 整備管理者 | 6 | | | | |

(3) 安全運転の実技指導

各営業所における貸切初任運転士研修において、20時間以上の運転実技指導を実施

① 下田営業所 貸切初任運転士1名(貸切選任日 2024年1月16日)

| 実施日 | 添乗指導者 | 指導内容(大型12m車両 実技指導) |
|-------|---------------------------------------|--|
| 1月5日 | 主任運転士A 指導歴 主任運転士9ヶ月 | 行程: 金原車庫~富士~伊東~大川~金原車庫 運行時間: 7時間44分 内容: 市街地/急勾配/登坂車線/高速道路/夜間走行 |
| 1月11日 | 主任運転士A 指導歴 主任運転士9ヶ月 | 行程: 金原車庫~修善寺~山梨~伊東~金原車庫 運行時間: 7時間52分 内容: 市街地/急勾配/狭隘路/高速道路 |
| 1月12日 | 主任運転士A 指導歴 主任運転士9ヶ月 | 行程: 金原車庫~天城~羽田~天城~金原車庫 運行時間: 7時間40分 内容: 市街地/狭隘路/高速道路 |
| 1月16日 | 運行管理者A 指導歴 主任運転士14年 運行管理者9ヶ月 | 行程: 金原車庫~下田市街~金原車庫 運行時間: 1時間16分 内容: 市街地/狭隘路 |

② 松崎営業所 貸切初任運転士1名(貸切選任日 2023年8月13日)

| 実施日 | 添乗指導者 | 指導内容(大型12m車両 実技指導) |
|-------|--------------------------------------|---|
| 7月26日 | 運行管理者B 指導歴 主任運転士15年 運行管理者9年 | 行程: 仁科車庫~修善寺~浜松~沼津~仁科車庫 運行時間: 8時間24分 内容: 市街地/急勾配/高速道路 |
| 8月6日 | 運行管理者B 指導歴 主任運転士15年 運行管理者9年 | 行程: 仁科車庫~大仁~山梨~沼津~仁科車庫 運行時間: 7時間19分 内容: 市街地/急勾配/高速道路 |
| 8月9日 | 運行管理者B 指導歴 主任運転士15年 運行管理者9年 | 行程: 仁科車庫~河津~熱海~仁科車庫 運行時間: 5時間54分 内容: 市街地/急勾配/狭隘路 |

1 2. 安全統括管理者
専務取締役 朝倉亮介

1 3. 行政処分の公表

(1) 監査指摘事項

2023年7月10日に静岡運輸支局の監査が実施され、以下の指摘がありました。

- 運転士に対する指導不適切（道路運送法第27条第3項）（旅客自動車運送事業運輸規則第38条1項）
- 整備不良の車両を運行（道路運送法第27条第3項）（旅客自動車運送事業運輸規則第45条）

(2) 行政処分の内容

20日車

(3) 指摘事項に対して講じた措置

- ①全運転士への個別指導
- ②指差称呼へ新たな確認動作「扉よし」を追加
- ③全路線車両の開扉発車防止装置の緊急点検
- ④始業点検項目へ開扉発車防止装置および開扉表示灯の点検を追加

(4) 行政処分の年月日

2023年11月16日

2024年度の取り組み

1. 2024年度の輸送の安全に関する目標

(1) 目標に策定に当たって

2023年度は安全目標のうち、「横断歩道事故の撲滅」「飲酒運転の撲滅」は達成できましたが、「車内転倒、ドア挟みの撲滅」については車内転倒事故を2件発生させ、「自転車歩行者追越し時の事故の撲滅」についても運転士の過失は小さい事故でしたが自転車との事故が1件発生し、それぞれ目標達成には至りませんでした。

当社の経営理念に「安全・安心・快適なサービスの追求」といった内容があるように、我々の事業は“安全であることが絶対”です。以上のことから2024年度の安全目標においても、2023年度の項目を継続し、目標達成に向けた取り組みを着実にいきます。

なお、2024年度は新たに有責事故件数についても数値目標を掲げ削減に取り組みます。

(2) 2024年度安全目標

わたしたちは人を思う気持ちを強く持ち、人を危める事故や行為を防止するため、安全目標の達成に全力で努めます。

- ①車内転倒、ドア挟みの撲滅
- ②横断歩道事故の撲滅
- ③自転車・歩行者追越し時の事故の撲滅
- ④飲酒運転の撲滅

(3) 有責事故削減目標

過去最少件数であった2021年度の57件を下回る。

(4) 具体的な実践項目

《運行管理における実践項目》

- ①安全目標実現のための営業所毎の行動目標の策定と実施
- ②安全方針・安全目標の周知徹底のための安全マネジメント委員会、安全マネジメント小委員会の定例開催
- ③総括運行主任会議（総括運行管理者会議）による情報共有
- ④運行管理者会議を開催し、事故分析に基づく的確な対応策の立案と実施
- ⑤主任運転士会議の実施と班制度を活用した情報伝達
- ⑥添乗指導の実施
- ⑦ドライブレコーダーおよび安全運転ハンドブックを活用した指導
- ⑧ヒアリングシートによる事故原因の究明および事故防止策の立案と実施
- ⑨ヒヤリハット事例の収集強化および情報を活用した予防策の立案と実施
- ⑩アイポイントを活用した根拠ある運転技術の指導
- ⑪開扉発車を防止するため、点呼における「扉確認」マグネットシートの受け渡し時に、運転士への注意喚起を継続的に実施
- ⑫携帯電話・スマートフォン等は所定ケースへの保管およびマナーモードの設定を点呼時に確認し、車内では運転席から容易に手が届かない場所への保管を指導する。
- ⑬飲酒運転防止インストラクターによる指導の実施
- ⑭安全統括管理者・管理職による職場巡視の実施
- ⑮営業所間および他バス事業者への点呼等の視察

(④、⑥、⑦、⑨については車内事故防止を中心に取り組んでいく)

《日常運行における実践項目》

- ①信号機の無い横断歩道では徐行する。
 - ②交差点の右折時には、歩行者・二輪車の有無を確認してから徐行にて進行する。
 - ③交差点の左折時には、一旦停止後、歩行者・二輪車の有無を確認してから、徐行にて進行する。
 - ④イエローストップの確実な実施。
 - ⑤発進時には、お客さまの着席確認を指差称呼で確実に行い、一呼吸おいてから「そろり発進」する。
 - ⑥開扉発車を防止するため、発進時には指差称呼における「扉よし」を励行し、乗降口ドア、特に中扉の閉扉確認を徹底する。
 - ⑦お客さまの乗降時には、ドア開閉レバーから手を離し、乗降確認後に一呼吸おいてから操作する。
 - ⑧お客さまには着席を促し、お立ちのお客さまには「手摺におつかまりください」の車内アナウンスを確実に行う。
 - ⑨停車前、「扉が開くまで座席でお待ちください」の車内アナウンスを確実に行う。
 - ⑩乗務中の相互挨拶は行わない。
 - ⑪歩行者・二輪車を追い越す際は、側間を十分取り、取れない場合は最徐行または停車し、追越ししない。
- (5) 各営業所における行動目標
別紙1、別紙2参照
- (6) 各営業所における有責事故削減のための取り組み
別紙3参照

2. 輸送の安全に関する計画

(1) 研修計画

安全に関する目標を達成するため、次のとおり研修を行います。

- | | |
|------------------|---------|
| ①運行主任研修 | (年4回) |
| ②運行管理補助者研修 | (年1回) |
| ③主任運転士研修 | (年2回) |
| ④初任運転士研修 | (採用時) |
| ⑤初任運転士外部講習 | (採用時) |
| ⑥貸切初任運転士研修 | (採用時) |
| ⑦貸切運転士研修 | (年1回) |
| ⑧入社6ヶ月研修 | (対象者のみ) |
| ⑨新採用運転士フォローアップ研修 | (対象者のみ) |
| ⑩省燃費運転研修 | (対象者のみ) |
| ⑪安全運転研修 | (対象者のみ) |
| ⑫高齢運転士研修 | (年1回) |
| ⑬小田原ドライビングスクール研修 | (対象者のみ) |
| ⑭安全運転中央研修所研修 | (対象者のみ) |
| ⑮ガイド研修 | (年1回) |

(2) 指導及び監督の指針に定める運転士教育

一般的な指導及び監督の指針の運転士教育について、乗務員教育システム(グッドラーニング)にて実施します。

(3) 車両整備に関わる実施項目

- ①営業所毎に(株)東海車輛サービス整備担当者と車両に関する定例会議(適時)
- ②整備管理者会議(年4回)
- ③整備管理者による整備管理補助者教育(適時)
- ④(株)東海車輛サービスのバス整備担当者会議(適時)

(4) 設備投資

車両更新、車両重整備、安全補助装置の導入 予算 401,590千円
安全性と旅客サービス向上のため、新車導入、車両整備、安全補助装置の導入を計画しています。

(5) 健康管理

運転士の健康起因事故防止の取り組みとして以下の項目を実施します。

- ①健康診断 全従業員が実施
- ②SASスクリーニング検査 100名(対象者は3年ごとに実施)
- ③脳MRI検診 130名(対象者は3年ごとに実施)

(6) 乗合バス運転士コンテスト

年に1回、各営業所から選出された代表者が点呼、接客、運転技術を競います。実施後、内容・結果を共有し、全営業所の安全意識の向上、運転技術の向上、サービスの向上を図ります。また静岡県バス協会ドライバーズコンテストへ参加します。

(7) 交通安全運動

交通安全運動を次のとおり行い、輸送の安全性の向上および交通事故の防止に努めます。

- ①春の全国交通安全運動
- ②夏の交通安全県民運動
- ③秋の全国交通安全運動
- ④年末の交通安全県民運動
- ⑤年末年始安全総点検運動

3. 輸送の安全に関する内部監査

(1) 営業所監査

運輸部および営業所相互による営業所監査を実施します。また、営業所監査により指摘事項が発生した場合は、その指摘事項が適切に改善されているか確認するため、運輸部によるフォローアップ監査を実施します。また、万一重大な法令違反等が発生した場合は緊急監査も実施し、再発防止策の実施状況を確認するなど、早急な問題改善を促します。

(2) 本社部門監査

東海自動車(株)経営企画部が取締役社長・安全統括管理者に対し、輸送の安全確保への関与状況について監査を実施します。また、運輸部に対し、運輸安全マネジメントの取り組みに関する実行状況の内部監査を実施します。

以上

| 安全 目標 | ① | ② | ③ | ④ |
|----------|--------------|-----------|-------------------|---------|
| | 車内転倒、ドア挟みの撲滅 | 横断歩道事故の撲滅 | 自転車・歩行者追越し時の事故の撲滅 | 飲酒運転の撲滅 |

| 営業所 | 運行管理における行動目標 | | | |
|------------|---|---|--|--|
| | ① | ② | ③ | ④ |
| 熱海 | 指差称呼による着席確認後の発車と、バス停停車直前のマイクおよび肉声による車内転倒防止を重点に、運行管理者、主任運転士による添乗指導の実施（月 7 名実施）、および街頭広報を実施する（年 4 回実施） | 交通安全運動等にあわせ、所長、運行管理者、主任運転士、事務員による横断歩道付近での街頭広報・指導（年 4 回実施）および所長、副所長による始終業点呼時における指導・教育を実施する。（年 4 回実施） | 歩行者、二輪車を追越しする際の安全確認を重点に、運行管理者、主任運転士による添乗（月 7 名実施）、およびドライブレコーダーを活用した指導・教育を実施する。（月 10 名実施） | 点呼時における飲酒状況の運行管理者による把握（月 1 回実施）および所長による面談を実施する。（年 1 回実施） |
| 伊東 | ドライブレコーダーの確認および添乗指導により、指差称呼・着席確認後の発車・マイク案内に関する指導教育を行う。（運行管理者・主任運転士が毎月 7～10 名実施） | 交通安全運動に合わせ所員による横断歩道での街頭指導を実施する。（春・夏・秋・年末および横断歩道撲滅の日） | ドライブレコーダーの確認および添乗指導により、自転車・歩行者追越し時の安全確認に関する指導教育を行う。（運行管理者・主任運転士が毎月 7～10 名実施） | 飲酒状況の把握と飲酒運転防止意識の高揚を図るため、年 2 回（7 月・1 月）総括運行主任が聞き取り調査を実施し、年 1 回所長が面談し指導する。 |
| 下田 | 車内マイクによる的確な案内、指差称呼および目視による着席確認の実行状況について、運行管理者によるドライブレコーダーを使用した指導教育を実施する。（毎月 6 名以上） | 横断歩道での街頭指導を交通安全運動（春、夏、年末）および横断歩道事故撲滅の日に合わせ、所員により実施する。 | 毎月の添乗指導にて、歩行者・二輪車の側方通過の際における安全確保有無の確認を実施する。（運行管理者または主任運転士により毎月 6 名以上） | 運行管理者による顔色、飲酒量の確認を実施する。（飲酒状態確認表へ毎日記録）また、健康状態の確認（健康状態確認表）による健康管理を行う。過去にアルコール検知器に反応した者を対象に所長および運行管理者による個別面談を実施する。（年 2 回） |
| 松崎 | 所長・副所長・運行管理者・主任運転士による添乗指導を運転士全員 1 回以上実施する。（指差称呼による安全確認・車内アナウンス等の運転基本動作の実施状況、運転技術等） | 交通安全運動にあわせ、所長・副所長・運行管理者による横断歩道や交差点での街頭指導を年間 5 回以上実施する。（春・夏・秋・年末・横断歩道事故撲滅の日） | 自転車・歩行者追越し時の安全確認について、運行管理者によるドライブレコーダーを活用した指導教育のため、毎月 10 名以上のドライブレコーダーを確認する。 | 飲酒状況の把握（所長による個人面談の実施）と飲酒運転防止インストラクターによる指導を年 1 回実施する。 |
| 修善寺 | 運行管理者は添乗指導の際、発進時の指差称呼と車内案内を確認し、教育指導を実施する。（年間 1 名 1 回以上） | 所長、副所長、運行管理者は交通安全運動にあわせ、通勤・通学時間帯に横断歩道での街頭指導を実施する。（春、夏、秋、年末、横断歩道撲滅の日） | 運行管理者はドライブレコーダー映像で自転車・歩行者追越し時の間隔を確認し、指導教育を実施する。（年間 1 名 1 回以上） | 所長面談（年 1 回）飲酒状況の把握、点呼等で運行管理者がアルコール以外で反応がある食品について指導を実施する。 |
| 沼津 | 指差称呼による着席確認後の発車と車内アナウンスによる注意喚起の実施を重点に、運行管理者による添乗指導の実施（月 5 名実施） | 交通安全運動等にあわせ、所長、副所長、運行管理者による横断歩道付近での街頭広報・指導（年 4 回実施）および所長、副所長による始業点呼時における指導・教育の実施（月、各 3～4 回実施） | 歩行者・二輪車を追越しする際の安全確認を重点に、運行管理者による添乗およびドライブレコーダーを活用した指導・教育の実施（月 5 名実施） | 運行管理者が飲酒習慣のある運転士に対し、乗務前日の飲酒の抑制を指導する。（終業点呼時に毎日） |

| | | | | |
|----------|--------------|-----------|-----------------------|---------|
| 安全 目標 | ① | ② | ③ | ④ |
| | 車内転倒、ドア挟みの撲滅 | 横断歩道事故の撲滅 | 自転車・歩行者追越し時の 事故の撲滅 | 飲酒運転の撲滅 |

| 営業所 | 日常運行における行動目標 | | | |
|-----|--|--|--|---|
| | ① | ② | ③ | ④ |
| 熱海 | 指差称呼により、目視と車内ミラーを活用した着席確認後のそろり発車と、乗降中は扉開閉スイッチに手を触れないよう膝に置き、あわてず、あせらず一呼吸おいてからの行動で、車内転倒・ドア挟みを防止する。 | 信号機のない交差点では徐行し、左右の人の有無を確認、人がいるときは必ず停車する。また、交差点では右左折時、横断歩道を歩行者、自転車が渡ることを予期し、いつでも停止できる速度で進入する。 | 歩行者・二輪車を追越しする際は、側間を1.5m以上とる。とれないとき、危険な状態が予測されるときは、無理せず追越しをしない。 | 職業運転士（プロ）であることを自覚し、勤務前日の飲酒の抑制と休養の確保に努め体調を管理する。また点呼前に必ずうがいをする。 |
| 伊東 | 停車時近くに「扉が開くまで、席をお立ちにならないで下さい」「扉が開くまで、吊革や手すりにおつかまり下さい」の車内アナウンスを励行する。(①～④を入れ替えて始業点呼時に唱和) | 横断歩道接近時、横断する歩行者・自転車がいないことが明らかかな場合以外は時速10キロ以下で走行する。(①～④を入れ替えて始業点呼時に唱和) | 歩行者・二輪車の動向に注意した車間(1.5m以上)の確保・徐行運転を実施する。(①～④を入れ替えて始業点呼時に唱和) | プロドライバーとしての自覚を持ち、乗務前日の飲酒を控え、十分な休養をとる。(①～④を入れ替えて始業点呼時に唱和) |
| 下田 | 指差称呼と三言運動の完全実施と乗降時の「扉が開いてからお立ちください」「走行中の席の移動は危険ですので止めてください」の車内アナウンスを励行する。(始業点呼時に唱和する) | 横断歩道通過時には、歩行者・自転車等がいないことが明らかかな場合以外は、時速10km以下で徐行する。 | 歩行者・二輪車の動向に注意した車間確保・徐行運転を実施する。(始業点呼時に唱和) | 職業運転士（プロ）であることを自覚し、勤務前日の飲酒抑制と休養の確保に努め、体調を管理する。 |
| 松崎 | 指差称呼および車内アナウンスを確実に実行し、車内転倒事故を防止する。また、お客さま乗降時のドア挟み防止のため、ドア開閉スイッチから手を離し、乗降終了まで目視で確認する。 | 信号機のある交差点・横断歩道では周囲の状況に気を配り、イエローストップを実行する。信号機のない横断歩道では表示手前でアクセルペダルから足を離し、歩行者や自転車を確認した場合は必ず停車する。 | 自転車・歩行者追越しの際は十分な間隔を保ち、周囲に追越しを知らせるため、右にウインカーを出す。 | プロドライバーであることの自覚を持ち、乗務前日の飲酒を控え、十分な休養をとる。 |
| 修善寺 | 指差称呼および車内アナウンスの確実な実行により、車内転倒を防止する。乗降取り扱い中はドアスイッチから手を離し、お客さまの動向を注視する。 | ダイヤモンド（横断歩道又は自転車横断帯あり）を確認したら減速し、横断歩道に歩行者を確認したら停車する。 | 歩行者・自転車を追越す際は1.5m以上の間隔をあける。 | 翌日の業務に支障をきたす飲酒はしない。 |
| 沼津 | 発車時に指差称呼によりお客さまの着座を確認してから発車する。停車前に「扉が開くまで座席でお待ちください」の車内アナウンスを行う。 | 信号機のない横断歩道では徐行し左右の人の有無を確認する。人がいる時は、必ず停車する。また、交差点に進入する際は、「かもしれない運転」（横断歩道を歩行者が渡るかもしれない）の励行に努める。 | 歩行者・二輪車を追越しする際は、側間を充分保つこと。(1.5m以上)また、状況によっては無理をせず追越しをしないこと。 | 職業運転士（プロ）であることを自覚し、勤務前日の飲酒の抑制と体調の管理に努める。 |

| | |
|----------|---------------------------|
| 有責事故削減目標 | 過去最少件数であった2021年度の57件を下回る。 |
|----------|---------------------------|

| 営業所 | 有責事故削減のための取り組み |
|-----|--|
| 熱海 | ①バックモニターはバックギアを入れたときに確認、バック走行中はミラーと交互に確認する。 ②熱海駅ロータリーでは速度厳守10km/h以下と、そろり到着・そろり発進を行う。 |
| 伊東 | 狭隘路ですれ違いが困難と予測される場合は、安全な場所で停車する。 |
| 下田 | ①バス停での停車時等、道路左側へ寄せる場合は感覚に頼らず、アイポイントおよび目視による左側方確認を行う。 ②後退時はバックミラー、バックモニターすべてを確認してから動き出す。 |
| 松崎 | ①後退時はバックモニターを最後までしっかりと確認する。 ②車庫内でも気を抜かず、周囲の状況をまんべんなく安全確認する。 |
| 修善寺 | ①後退時はバックモニターを確認後、後退を開始する。 ②車庫内でも気を抜かず、周囲の状況をまんべんなく安全確認する。 |
| 沼津 | 後退時はバックモニターを最後までしっかりと確認する。また、逆光等でバックモニターでの確認が難しい場合は、一度バスを降り目視で安全確認を再度行う。 |